平成31年度 地域包括支援センター職員の配置について

1 地域包括支援センターの職員配置の基準

本市における地域包括支援センター(以下「センター」という。)の職員配置については、国が 定める高齢者人口の基準を基本とし、国の基準を超える部分については、本市独自の基準を定め ている。

国が定める基準

(介護保険法施行規則第140条の66第1項)

地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者(高齢者人口)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき常勤・専従職員数は、保健師1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人(これらに準ずる者を含む)とする。

市が定める独自基準

(仙台市介護保険条例第2条の19第2項)

地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者(高齢者人口)の数がおおむね6,000人以上となる場合に置くべき常勤・専従の職員数は、おおむね6,000人を超えた部分についておおむね2,000人までごとに国が定める基準に掲げる者(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(これらに準ずる者を含む))又は介護支援専門員のうちから1人とする。

2 平成31年度に増員となる地域包括支援センター

平成31年4月1日における圏域内の高齢者人口推計値^(※)が、おおむね6,000人に達すると見込まれる以下の2センターについて、職員体制を3人体制から4人体制とする。

- (1) 高砂地域包括支援センター 5,959人(平成30年10月1日時点高齢者推計人口5,912人)
- (2) 松森地域包括支援センター 6,137人(平成30年10月1日時点高齢者推計人口5,950人)

※平成30年10月1日時点の年齢別人口に生存率を乗じて、独自に算定した推計人口の値